

美しヶ丘で  
もし大地震が起こったら  
～災害時行動マニュアル～



令和4年11月  
美しヶ丘自主防災会

# 一 目 次 一

1. 災害の想定	p	2
(1) 内陸型地震（直下型地震）		
(2) 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）		
2. 地震への備え	p	3
(1) チェックポイント		
(2) 非常持ち出し袋		
(3) 家族の防災会議		
3. 地震発生時の対応		
～自宅で地震にあったら	p	7
4. 地震直後の行動	p	9
(1) 生命の安全確保		
(2) 避難行動要支援者の安全誘導		
(3) 一時避難場所における行動		
5. 避難行動	p	11
(1) 指定緊急避難場所		
(2) 指定避難所		
(3) 福祉避難所		
(4) 避難所の開設		

# 1. 災害の想定

「災害時行動マニュアル」の策定にあたり、美しヶ丘地区において想定する災害は大地震の発生（内陸型地震および海溝型地震）とします。

## （1）内陸型地震（直下型地震）

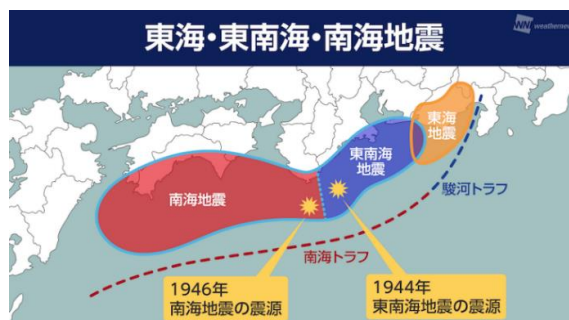
- ・奈良県には地震を起こす可能性のある断層が8つあります。
- ・王寺町においては、その中でも特に生駒断層帯、あるいは王寺町の直下にある大和川断層帯で地震が起こった場合、大きな被害が想定されます。
- ・それらの断層帯における直下型地震については、発生確率は高くないものの（今後30年間の発生確率0～5%）、いったん発生した場合は震度7まで想定されるところです。
- ・家屋の倒壊等により、死傷者や多数の避難者が発生し、ライフラインにも大きな被害が予想されます。

## （2）海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

- ・南海トラフを震源とする地震は過去に100～150年間隔で発生しており、今後30年間にマグニチュード8～9クラスの地震が80%の高い確率で発生するとされています。
- ・いわゆる南海トラフ巨大地震といわれる規模で発生した場合（東南海・南海地震同時発生）、きわめて広範囲に多大な人的、物的被害が予想されます。
- ・発生しうる最大規模の地震でマグニチュードは9.1であり、震度分布では奈良県下で最大6強、王寺町においても6強の揺れが想定されています。
- ・さらに、ライフラインへの影響もきわめて広域に及び、復旧が長期化する可能性があります。



奈良県内の活断層分布



## 2. 地震への備え

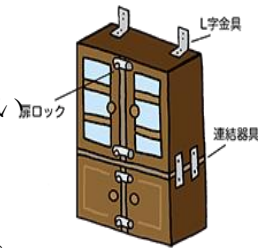
大規模な災害が発生すると、消防や警察などの速やかな救助が困難な場合があります。

「自分の命は自分で守る」ことが重要であり、そのためには平常時から地震に対する十分な備えを行い、事前の対策をとっておく必要があります。

### (1) チェックポイント

#### ① 家具の転倒防止

- ・連結できる家具は上下、横、背合わせなどで連結したり、金具などで壁、床などに固定する。
- ・積載荷重を守ってバランスよく収納する。
- ・重いものを上に収納したり、落下しやすい物を家具の上に置いたりしない。
- ・滑り止めシート、振動吸収材で家具の転倒、滑りを防止する。
- ・家具転倒防止のつっぱり棒をするなど、家具と天井の間の隙間を埋める。



#### ② ガラスの飛散防止

- ・高いところに割れ物を置かない
- ・ガラスの飛散防止フィルムを貼る。
- ・揺れで食器棚から食器が飛び出さないよう、食器の下にタオルを敷いたり、耐震ロックを設置する。
- ・室内にスリッパや非常時用の履き物を用意する。



#### ③ 避難通路の確保

- ・通路に物を置かない。
- ・窓際や非常口の周りに背の高い家具を置かない。
- ・ガラス付きの家具を避難通路に置かない。
- ・2階からの避難用ロープや避難用はしごの準備。

#### ④ 夜間の地震対策

- ・ 停電時すぐ取り出せる場所に懐中電灯や明かりになるものを用意。
- ・ 枕元にスリッパ、スニーカー、眼鏡などを用意。
- ・ 寝ている場所に倒れてくるような物を置かない。
- ・ 照明器具の落下防止対策。



#### ⑤ 火災対策

- ・ 初期消火の為にバケツ、消火器を用意。
- ・ 防煙マスクの準備。緊急時にはタオルなどで口を覆い、体を低くして避難する。
- ・ 風呂水の残り湯を捨てない。上蓋をしていないと揺れで溢れるので注意。
- ・ 火災場所からの避難準備。火は髪にすぐ引火するため、濡らした布で頭を覆う。
- ・ コンセントまわりに燃えやすいものを置かないなど、漏電による火災予防。
- ・ 耐火金庫による資産、重要書類などの保護。

#### 家庭用消火器について

設置年数が長いものでは稀に吸湿・固化する場合があります、使用できないことがあります。

#### ⑥ 断水対策

- ・ 生活用水の汲み置き。1人6ℓ/日。
- ・ 被災時用の飲料水の準備。1人3ℓ/日。
- ・ 給水を受けるための容器の準備。
- ・ 水のいない簡易トイレの準備。



#### ⑦ 家族の安否確認

- ・ 携帯電話は常に充電しておく。簡易充電器の用意。
- ・ あらかじめ家族で集合する場所を打ち合わせておく。
- ・ NTT災害用伝言ダイヤル「171」や、災害用伝言板の利用方法を知っておく。
- ・ 家族の連絡先や避難手順などを記載した、避難用携帯カードを作成し携帯する。

## (2) 非常持ち出し袋

### ① 非常持ち出し袋のポイント

- ・袋は個々の体力にあったものを用意する。
- ・両手が使えるリュックなど。
- ・すぐに持ち出せる場所を決めておく。
- ・食品の賞味期限、電池の残量は定期的にチェックする。



### ② 非常持ち出し袋に入れて最初に持ち出すもの

- ・貴重品 : 現金、身分証明書、預金通帳、カード類、保険証、印鑑、免許証
- ・飲料水 : 1人3ℓ/日が目安。
- ・非常食 : 乾パン、クラッカー、健康補助食品、インスタント食品、缶詰
- ・医薬品 : 持病薬、ガーゼ、三角巾、消毒薬、処方箋の控え、キズ絆創膏、紙おむつ、生理用品
- ・衣類 : 毛布、下着、カイロ、雨具、軍手、靴下
- ・携帯電話 : 充電器、予備のバッテリー
- ・携帯ラジオ : AM/FMが聞けるもの。
- ・懐中電灯 : 予備の電池とともに。
- ・その他 : タオル、ティッシュ、筆記具、新聞紙、ライター、紙食器類、10円玉、防災ヘルメット、カイロ

### ③ あると便利なもの

- ・布テープ ・紙袋 ・ロープ ・万能ナイフ
- ・ビニールシート ・ビニール袋 ・洗面用具



### (3) 家族の防災会議

#### ① 想定される事態

- ・自宅外である場合 : 出先を家族に伝えておく。
- ・帰宅が困難な場合 : できる限り早急に連絡し合う。
- ・連絡が困難な場合 : さまざまな連絡方法を確認し合う。  
災害用伝言板の利用法を確認し合う。

#### ② 話し合うテーマ

- ・家族が分散の時 : 連絡手段の統一と利用方法の確認。  
合流先・避難場所について。
- ・家族が一緒の時 : 避難場所と道順、役割分担について。
- ・共通のテーマ : 乳幼児・高齢者・病人・妊婦・ペットの避難について。



#### ③ 連絡について (直接連絡ができない場合)

- ・災害用伝言ダイヤル171 : 電話による音声録音での安否確認システム
- ・災害用伝言板 (web 171) : インターネットを活用した「災害用伝言板」
- ・携帯電話各社の災害用伝言板 : 安否情報を文字で登録、確認、検索
- ・その他 : SNS (ツイッター、フェイスブック、ライン、ミクシィ等) でのつながりを通じて安否の確認

#### ④ 合流先、避難場所への道順

##### 美しヶ丘地区の避難場所

まず安全を確保するため一時的に避難する場所としては、原則として各地区の公園

(児童公園、幼児広場)としています。

その後、状況に応じて、

指定緊急避難場所(切迫した災害の危機から逃れるための場所)

指定避難所(災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする施設)

### 3. 地震発生時の対応

～自宅で地震にあったら（「消防庁 防災マニュアル」より引用）

#### ① 自宅での基本的事項

丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握りましょう。

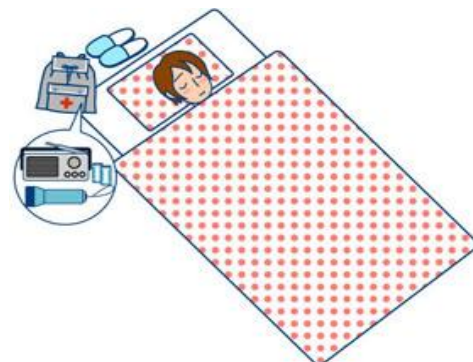
- ・突然大きな揺れに襲われたときは、まずは自分の身を安全に守れるように心がけましょう。
- ・戸を開けて、出入り口の確保をしましょう。
- ・棚や棚に乗せてあるもの、テレビなどが落ちてきたりするので、離れて揺れが収まるのを待ちましょう。
- ・あわてて戸外に飛び出さないようにしましょう。



#### ② 寝ているとき

揺れで目覚めたら寝具にもぐりこむかベッドの下に入れる場合はベッドの下に入り、身の安全を確保しましょう。

- ・暗闇では、割れた窓ガラスや照明器具の破片でけがをしやすいので注意をしましょう。
- ・枕元には、厚手の靴下やスリッパ、懐中電灯、携帯ラジオなどを置いておき、避難ができる準備をしておきましょう。
- ・寝室には倒れそうなもの等をおかないようにし、頭の上に物が落ちてこないところに寝ましょう。





### ③ トイレ・お風呂

揺れを感じたらまずドアを開け、避難路を確保し揺れが収まるのを待ちま

・風呂場ではタイルや鏡、トイレでは水洗用のタンクなどが落ちてくることがありますので注意しましょう。

・入浴中は鏡やガラスの破損によるけがに注意しましょう。

・浴槽の中では風呂のふたなどをかぶり、頭部を守りましょう。

・揺れがおさまるのを待って避難しましょう。



### ④ 台所

まずは、テーブルなどの下に身を伏せ、揺れが収まるのを待ちま

・無理して火を消しに行くと調理器具が落ちてきてやけどなどをしたりするので、揺れが収まるまで待ちましょう。

・食器棚や冷蔵庫が倒れてくるだけでなく、中身が飛び出してくることもあるので注意しましょう。

・コンロの近くの場合、調理器具が滑り落ちてくる場合があるので、コンロの近くから離れ、揺れが収まったら落ち着いて火を消しましょう。

・揺れを感じて自動的にガスの供給を停止するガス漏れ遮断器（ガスマイコンメーター）がほとんどのご家庭に設置されています。

特性や使い方を十分に理解しておきましょう。



## 4. 地震直後の行動

### (1) 生命の安全確保

余震などの二次災害に備えつつ、生命の安全確保を何よりも優先します。

#### ① 自身や家族の身の安全確保

- ・揺れがおさまるまで身を守ります。
- ・家屋内にいる家族の安全確認を行います。
- ・揺れがおさまったら、使用中の火気を消します。
- ・窓や戸を開け、出口を確保します。（転倒した家具、ガラスの破片に留意）
- ・避難するときは必ずガス器具の元栓を閉め、通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切ります。
- ・周辺の安全を確認したうえで、避難に向けて必要最小限のものを携行し、原則徒歩で避難します。



#### ② 避難途上の安全確認

- ・ブロック塀や石瓶は倒壊の危険があり、できる限り離れて通行します。
- ・電柱や自動販売機も倒れることもあり、そばから離れます。
- ・屋根瓦や2階ベランダのエアコン室外機、プランターなどの落下に十分注意します。
- ・がれきや窓ガラスが道路に散乱している場合があり、周辺や足元の状況にも注意します。

#### ③ 隣近所の安否確認

- ・火災の発生、倒れた家などに挟まれた人がいないかなどの確認をします。
- ・対応に人数等不足する場合は近隣の人に呼びかけ、支援を要請します。

### (2) 避難行動要支援者の安全誘導

- ・「避難行動要支援者名簿」の記載者について、あらかじめ支援者を決めている場合はその支援者が直ちに安否確認を行い、必要に応じて避難の支援を行います。
- ・その他の記載者についても防災委員は協力員、自治会班長に協力をお願いして状況を把握し、一時避難場所である公園など、安全な場所に誘導します。
- ・地震被害による負傷者についても安全を確保しつつ、状況に応じて関係機関や安全な場所へ誘導します。
- ・移動の手段については、それぞれの状況に応じて緊急手配のうえ、対応します。

### (3) 一時避難場所における行動

美しヶ丘自治会では大地震が起こった時、まず安全を確保するために一時的に避難する場所を、原則として各地区の公園としています。

「原則として」とあるように、被災の状況、気象条件や時間帯等により、在宅あるいはその他の場所に移動した方が、より安全が確保される場合も想定しています。

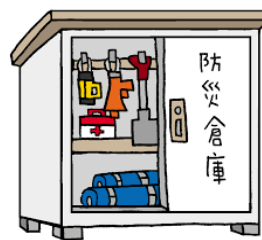
一時的な緊急避難場所となる各地区の公園では、次のような行動を想定します。

#### ① 初期消火、救出救護

- ・活動可能な人は、消火器や救出に必要な器材を持ち寄り、集合します。
- ・地域内の出火確認・初期消火、救出・救護に全力で当たります。



各地区の公園に設置した防災倉庫には救出・救護用の資機材も備えています。



#### ② 安否確認

- ・一時避難場所となる各地区公園において、各支部、班ごとに防災委員は協力員、自治会班長にも協力をお願いして安否確認を行い、避難状況を把握します。
- ・安否確認ができない場合は手分けして現場調査、状況把握をします。

#### ③ 指定避難所への移動の選択

- ・安全の確認ができた世帯は、自宅の被災状況、余震等による二次災害の危険性、ライフライン等の状況により、指定避難所への移動を行うか、自宅へ戻り、在宅避難を行うか選択することとなります。
- ・各世帯ごとの選択の結果を班ごとに集約し、防災委員は協力員、自治会班長に協力をお願いして支部ごとの状況を把握してから指定避難所に向かいます。

大地震が起きても自宅に被害がなく、安全が確保されるなら、避難所に移動する必要はありません。  
災害救助法が適用されるような大災害でライフラインに支障をきたす場合は、在宅避難でも指定避難所に登録することにより、水、食料や生活物資などの公的支援を



## 5. 避難行動

### (1) 指定緊急避難場所

「指定緊急避難場所」とは切迫した災害の危険から逃れるための場所です。

王寺南義務教育学校太子学舎（旧王寺南小学校）が地震時には美しヶ丘及び王寺スカイヒルズを対象自治会とする指定緊急避難場所となります。

<b>王寺南義務教育学校太子学舎</b>		
太子2丁目1-30 Tel 32-8101		
体育館	想定収容人数	382人(1.7㎡/1人)
グラウンド	想定収容人数	5,530人(1.7㎡/1人)
王寺町地域防災計画(令和3年3月)資料編		

### (2) 指定避難所

「指定避難所」とは災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする施設です。

対象自治会の指定はありませんが、美しヶ丘地区では上記と同様、王寺南義務教育学校太子学舎となります。

指定避難所は家屋に被害を受け、ライフラインの機能が低下して生活が困難になった人にも必要な支援を行うことから、つぎのような役割も果たします。

- ・ 生活場所の提供
- ・ 水、食料、生活物資の提供
- ・ トイレなどの衛生的環境の提供
- ・ 生活情報、再建情報の提供



### (3) 福祉避難所

避難所生活に配慮が必要な方が利用する施設が福祉避難所です。

王寺町文化福祉センターが町の指定する福祉避難所となっています。

福祉避難所へは施設の受け入れ可能状況を確認してから、容  
等に応じて指定避難所から移送することになります。



## (4) 避難所の開設

### ① 指定避難所への移動

・各公園など一時的な非難場所から、各班ごとを基本に周辺の安全に配慮しつつ、学校へ移動します。

・防災委員は協力員、自治会班長にも協力をお願いし、要支援者等、配慮を要する人に留意しつつ誘導します。

・体育館の安全が確認され、入館できるようになるまでは校庭などの安全な場所で一時待避します。



### ② 指定避難所の開設準備

・支部ごと、班ごとに防災委員は協力員、自治会班長にも協力をお願いし、指定避難所への入所希望世帯、人数を調査しおおまかに状況を把握します。

・あわせて自宅などでの在宅避難やその他の場所で避難する世帯の状況についても可能な限り把握します。

・王寺町の避難所担当職員や学校施設管理者と協力して建物の安全を確認、あわせてライフライン設備の被災、稼働状況についても確認を行います。

### ③ 指定避難所の開設

安全が確認された後、学校施設が指定避難所として開設されます。

・施設の解錠、開門

原則として王寺町の避難所担当職員や学校施設管理者が対応します。

・受付開始

支部、班ごとに防災委員は協力員、自治会班長にも協力をお願いし、受付、名簿登録をします。



#### ④ 配慮を要する人への対応

・「避難行動要支援者名簿」記載者で「個別支援カード」を作成している場合、その方の支援者は町の避難所担当職員に「カード」の内容を引継ぎます。



・その他の「避難行動要支援者名簿」記載者や、高齢者、孚幼児、妊産婦、傷病者、障害者など配慮を要する人についても、防災委員は協力員、自治会班長にも協力をお願いして必要な情報を収集し、介助者の有無、傷病や障害の種類、程度、必要な対応、支援を整理した連絡票を作成して町の避難所担当職員に引継ぎます。



#### ⑤ ペットの取り扱い

- ・「避難所ペット登録台帳」を作成して登録します。
- ・指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼います。
- ・ただし、障害者補助犬については別途配慮することとします。



防災委員は協力員、自治会班長にも協力をお願いし、次の役割を担います。

- ・地震発生時に「避難行動要支援者名簿」記載者の状況を把握し、一時避難場所である公園など、安全な場所に誘導します。
- ・一時避難場所となる各地区公園では、安否確認を行い、避難状況を把握します。
- ・各地区公園から指定避難所へ移動する世帯を把握、集約します。
- ・要支援者等、配慮を要する人に留意しつつ、指定避難所へ誘導します。
- ・指定避難所に移動後、入所希望世帯、人数等について確認します。
- ・指定避難所開設にあたり、受付・名簿登録をします。
- ・「避難行動要支援者名簿」記載者や、その他の配慮を要する人の状況について、「個別支援カード」や連絡票等により、町の避難所担当職員に引継ぎます。